

第 6 参 考 资 料

1 延滞金の割合及び還付加算金の割合の推移

ア 延滞金の割合

期間	納期限の翌日から1月を経過する日までの割合	納期限の翌日から1月を経過する日の翌日以後の割合
平成11年12月31日以前	年7.3%	年14.6%
平成12年1月1日～平成13年12月31日	年4.5%	
平成14年1月1日～平成18年12月31日	年4.1%	
平成19年1月1日～平成19年12月31日	年4.4%	
平成20年1月1日～平成20年12月31日	年4.7%	
平成21年1月1日～平成21年12月31日	年4.5%	
平成22年1月1日～平成25年12月31日	年4.3%	
平成26年1月1日～平成26年12月31日	年2.9%	年9.2%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	年2.8%	年9.1%
平成29年1月1日～平成29年12月31日	年2.7%	年9.0%
平成30年1月1日～令和2年12月31日	年2.6%	年8.9%
令和3年1月1日～令和3年12月31日	年2.5%	年8.8%
令和4年1月1日～令和4年12月31日	年2.4%	年8.7%

- 注 1 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの「納期限の翌日から1月を経過する日までの割合」については、「年7.3%」と「特例基準割合（※1）」のいずれか低い割合の適用となる。
- 2 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの「納期限の翌日から1月を経過する日までの割合」については、「年7.3%」と「特例基準割合（※2）+1%」のいずれか低い割合の適用となる。
- 3 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの「納期限の翌日から1月を経過する日の翌日以後の割合」については、「年14.6%」と「特例基準割合（※2）+7.3%」のいずれか低い割合の適用となる。
- 4 令和3年1月1日以後の「納期限の翌日から1月を経過する日までの割合」については、「年7.3%」と「延滞金特例基準割合（※3）+1%」のいずれか低い割合の適用となる。
- 5 令和3年1月1日以後の「納期限の翌日から1月を経過する日の翌日以後の割合」については、「年14.6%」と「延滞金特例基準割合（※3）+7.3%」のいずれか低い割合の適用となる。
- ※1 前年の11月30日の日本銀行が定める商業手形の基準割引率に4%を加算した割合をいうものである。
- ※2 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、1%を加算した割合をいうものである。
- ※3 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合（平均貸付割合）に、1%を加算した割合をいうものである。

イ 還付加算金の割合

期間	割合
平成11年12月31日以前	年7.3%
平成12年1月1日～平成13年12月31日	年4.5%
平成14年1月1日～平成18年12月31日	年4.1%
平成19年1月1日～平成19年12月31日	年4.4%
平成20年1月1日～平成20年12月31日	年4.7%
平成21年1月1日～平成21年12月31日	年4.5%
平成22年1月1日～平成25年12月31日	年4.3%
平成26年1月1日～平成26年12月31日	年1.9%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	年1.8%
平成29年1月1日～平成29年12月31日	年1.7%
平成30年1月1日～令和2年12月31日	年1.6%
令和3年1月1日～令和3年12月31日	年1.0%
令和4年1月1日～令和4年12月31日	年0.9%

- 注 平成12年1月1日以後の還付加算金の割合については、「年7.3%」と「特例基準割合」のいずれか低い割合の適用となる。

2 当初予算額の推移

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
個 人 県 民 税	現	24,931,000	23,470,000	22,323,000	23,287,000	23,847,000	24,204,000
	繰	282,000	380,000	376,000	376,000	344,000	306,000
	計	25,213,000	23,850,000	22,699,000	23,663,000	24,191,000	24,510,000
法 人 県 民 税	現	3,325,000	3,488,000	3,931,000	3,511,000	3,595,000	3,796,000
	繰	5,000	5,000	5,000	6,000	8,000	10,000
	計	3,330,000	3,493,000	3,936,000	3,517,000	3,603,000	3,806,000
県 民 税 利 子 割	現	507,000	852,000	507,000	514,000	366,000	506,000
県 民 税 配 当 割	現	129,000	121,000	108,000	162,000	165,000	750,000
株 式 等 譲 渡 所 得 割	現	40,000	100,000	36,000	38,000	41,000	131,000
個 人 事 業 税	現	749,000	686,000	578,000	653,000	641,000	725,000
	繰	9,000	7,000	7,000	8,000	7,000	4,000
	計	758,000	693,000	585,000	661,000	648,000	729,000
法 人 事 業 税	現	12,572,000	10,961,000	11,116,000	9,336,000	11,022,000	11,903,000
	繰	12,000	13,000	5,000	5,000	8,000	10,000
	計	12,584,000	10,974,000	11,121,000	9,341,000	11,030,000	11,913,000
地 方 消 費 税	譲 渡 割 現	8,017,000	7,788,000	8,329,000	8,444,000	7,866,000	10,039,000
	貨 物 割 現	524,000	221,000	321,000	674,000	1,168,000	1,112,000
	計	8,541,000	8,009,000	8,650,000	9,118,000	9,034,000	11,151,000
不 動 産 取 得 税	現	1,928,000	2,201,000	1,895,000	1,510,000	1,724,000	1,771,000
	繰	16,000	24,000	22,000	25,000	33,000	28,000
	計	1,944,000	2,225,000	1,917,000	1,535,000	1,757,000	1,799,000
県 た ば こ 税	現	1,992,000	1,967,000	1,987,000	2,225,000	1,332,000	1,176,000
	繰	0	0	0	0	0	0
	計	1,992,000	1,967,000	1,987,000	2,225,000	1,332,000	1,176,000
ゴ ル フ 場 利 用 税	現	220,000	217,000	201,000	196,000	169,000	168,000
	繰	0	0	0	0	0	0
	計	220,000	217,000	201,000	196,000	169,000	168,000
自 動 車 取 得 税	現	1,756,000	1,947,000	1,634,000	1,566,000	1,662,000	1,034,000
軽 油 引 取 税	現	9,287,000	9,199,900	9,062,000	9,564,000	9,415,000	9,762,000
	繰	2,000	100	600	400	200	1,000
	計	9,289,000	9,200,000	9,062,600	9,564,400	9,415,200	9,763,000
自 動 車 税	現	15,237,000	14,739,000	14,551,000	14,404,000	14,214,000	14,001,000
	繰	50,000	53,000	50,000	51,000	51,000	42,000
	計	15,287,000	14,792,000	14,601,000	14,455,000	14,265,000	14,043,000
自 動 車 税 割 環 境 性 能 割	現	0	0	0	0	0	0
	繰	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
自 動 車 税 割 種 別	現	0	0	0	0	0	0
	繰	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
鉾 区 税	現	14,000	14,000	14,000	15,000	16,000	15,000
	繰	0	0	0	0	0	0
	計	14,000	14,000	14,000	15,000	16,000	15,000
狩 猟 税	現	37,000	35,000	30,000	28,000	27,000	21,000
産 業 廃 棄 物 税	現	255,000	137,000	153,000	270,000	249,000	218,000
	繰	0	0	247	0	0	0
	計	255,000	137,000	153,247	270,000	249,000	218,000
県 税 計	現	81,520,000	78,143,900	76,776,000	76,397,000	77,519,000	81,332,000
	繰	376,000	482,100	465,847	471,400	451,200	401,000
	計	81,896,000	78,626,000	77,241,847	76,868,400	77,970,200	81,733,000

(単位：千円)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
24,608,000	23,847,000	25,232,000	25,467,000	25,694,000	25,030,000	24,531,000
339,000	295,000	266,000	265,000	267,000	199,000	186,000
24,947,000	24,142,000	25,498,000	25,732,000	25,961,000	25,229,000	24,717,000
3,614,000	3,148,000	3,234,000	3,218,000	3,369,000	2,299,000	1,599,000
7,000	3,000	5,000	2,000	2,000	1,000	42,000
3,621,000	3,151,000	3,239,000	3,220,000	3,371,000	2,300,000	1,641,000
308,000	184,000	256,000	323,000	271,000	137,000	134,000
806,000	614,000	474,000	376,000	430,000	349,000	313,000
353,000	389,000	365,000	297,000	403,000	251,000	440,000
731,000	764,000	764,000	764,000	814,000	791,000	590,000
5,000	6,000	4,000	4,000	11,000	2,000	5,000
736,000	770,000	768,000	768,000	825,000	793,000	595,000
14,808,000	17,717,000	17,809,000	17,310,000	18,040,000	18,237,000	14,625,000
6,000	3,000	2,000	2,000	5,000	3,000	478,000
14,814,000	17,720,000	17,811,000	17,312,000	18,045,000	18,240,000	15,103,000
13,350,000	15,542,000	14,977,000	15,230,000	15,547,000	16,484,000	16,887,000
1,979,000	1,678,000	1,287,000	1,223,000	1,235,000	1,422,000	1,399,000
15,329,000	17,220,000	16,264,000	16,453,000	16,782,000	17,906,000	18,286,000
1,567,000	1,587,000	1,647,000	1,512,000	1,456,000	1,614,000	1,446,000
19,000	19,000	22,000	16,000	18,000	7,000	18,000
1,586,000	1,606,000	1,669,000	1,528,000	1,474,000	1,621,000	1,464,000
1,165,000	1,161,000	1,152,000	1,095,000	1,090,000	1,059,000	1,076,000
0	0	0	0	0	0	0
1,165,000	1,161,000	1,152,000	1,095,000	1,090,000	1,059,000	1,076,000
169,000	164,000	162,000	148,000	139,000	159,000	141,000
0	0	0	0	0	0	0
169,000	164,000	162,000	148,000	139,000	159,000	141,000
1,126,000	1,071,000	1,510,000	1,588,000	796,000	0	0
9,669,000	9,004,000	8,565,000	8,893,000	9,586,000	8,929,000	9,107,000
1,000	300	300	300	200	300	300
9,670,000	9,004,300	8,565,000	8,893,300	9,586,200	8,929,300	9,107,300
13,635,000	13,556,000	13,578,000	13,640,000	13,489,000	0	0
37,000	38,000	14,000	12,000	9,000	5,000	2,000
13,672,000	13,594,000	13,592,000	13,652,000	13,498,000	5,000	2,000
0	0	0	0	392,000	942,000	751,000
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	392,000	942,000	751,000
0	0	0	0	97,000	13,280,000	13,117,000
0	0	0	0	0	0	3,000
0	0	0	0	97,000	13,280,000	13,120,000
16,000	15,000	15,000	15,000	11,000	8,000	7,000
0	0	0	0	0	0	100
16,000	15,000	15,000	15,000	11,000	8,000	7,100
8,000	4,000	4,000	3,000	1,000	1,000	1,000
215,000	199,000	189,000	197,000	181,000	213,000	211,000
0	0	0	0	0	0	0
215,000	199,000	189,000	197,000	181,000	213,000	211,000
88,127,000	90,644,000	91,220,000	91,299,000	93,041,000	91,205,000	86,375,000
414,000	364,300	313,300	301,300	312,200	217,300	734,400
88,541,000	91,008,300	91,533,300	91,600,300	93,353,200	91,422,300	87,109,400

3 令和3年度決算額の増減理由

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	増減額	主 な 税 目 の 増 減 理 由
個人県民税	25,820	25,503	△ 317	コロナ禍前の景気停滞の影響を受けた令和2年給与所得の減
法人県民税	2,465	2,356	△ 108	法人税割に係る税率の引下げによる減
県民税利子割	141	102	△ 38	低金利による利子所得の減
県民税配当割	332	517	185	企業業績の回復に伴う配当の増
県民税株式等譲渡所得割	447	714	267	株価上昇に伴う売買益の増
個人事業税	807	855	47	景気回復による令和2年所得の増
法人事業税	17,519	21,081	3,562	コロナ禍からの景気回復による令和2年度企業所得の増
地方消費税	17,869	21,847	3,978	
譲渡割	16,393	20,116	3,723	令和元年10月の税率の引上げによる増
貨物割	1,476	1,731	255	石炭、亜鉛鉱及び洋上風車部材等の輸入額の増
不動産取得税	1,566	1,568	1	－
県たばこ税	1,045	1,128	83	税率の引上げによる増（売渡本数の前年比：100.6%）
ゴルフ場利用税	145	157	11	コロナの影響（外出自粛）からの反動増
軽油引取税	9,246	9,343	97	物流活発化に伴う軽油需要の増
自動車税環境性能割	683	670	△ 13	半導体不足等による生産台数の減
自動車税種別割	13,325	13,185	△ 140	登録（課税）台数の減
鉾区税	8	8	0	－
狩猟税	1	2	0	－
産業廃棄物税	230	211	△ 19	一部最終処分業者の受入制限等による減
現年計	91,650	99,246	7,596	
滞納繰越計	267	388	121	
合 計	91,917	99,634	7,717	

注 各税目の金額は、現年分の収入額である。

4 秋田県水と緑の森づくり税の収入額の推移

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
個 人 県 民 税 均等割超過課税分	374,369	382,348	380,832	387,998	384,386
法 人 県 民 税 均等割超過課税分	87,269	87,608	88,476	85,916	86,854
合 計	461,638	469,955	469,308	473,914	471,240

- 注 1 収入額は、地方財政状況調査表（決算統計）06表「道府県税の徴収実績」の標準税率超過収入額と一致しないことがある。
（「道府県税の徴収実績」の作成要領に準じ、計算方法が異なる場合があるため）
- 2 個人県民税均等割超過課税分については、均等割が課税される個人で、1月1日に県内に住所がある個人及び県内に家屋敷を持っている個人に対して、年額800円で課税している。
法人県民税均等割超過課税分については、県内に事務所等を持っている法人に対して、資本金等の額に応じてその均等割額の8%相当額で課税している（一事業年度当たり1,600円、4,000円、10,400円、43,200円、64,000円のいずれかの額）。
- 3 水と緑の森づくり税は、地球温暖化の防止、県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有し、すべての県民がその恩恵を受けている森林を健全に守り育て、次代に引き継いでいくことを目的として、県民の理解及び協力の下、森林環境の保全に関する施策に要する費用に充てる。

5 法人県民税法人税割に係る超過課税分の収入額の推移

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法 人 県 民 税 法人税割超過課税分	328,395	349,814	358,947	324,805	420,056

- 注 1 収入額は、地方財政状況調査表（決算統計）06表「道府県税の徴収実績」の標準税率超過収入額と一致している。
- 2 法人県民税法人税割超過課税分については、令和8年3月31日までに終了する各事業年度分の法人税額に、1.8%を乗じて課税している。
- 3 対象法人は、次のとおりである。
- ・資本金の額及び出資金の額が1億円を超える法人
 - ・保険業法に規定する相互会社
 - ・法人税額が年1千万円を超える法人
 - ・資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社
 - ・投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人
 - ・法人税法に規定する受託法人
- 4 法人県民税法人税割超過課税分は、社会福祉施設の整備及び医療の充実のための施策の費用に充てる。

6 法人関係税の収入額等の推移

(単位:千円、%)

年度	法人 事業税		地方法人特別 税・特別法人 事業税 (納付額) ②	計 ①+②		地方法人特別 税・特別法人 事業税 (払込額) ④	地方法人特別 譲与税・ 特別法人事業 譲与税 ⑤	差引 ⑤-④ ⑥
	①	前年比		③	前年比			
21	12,191,403	55.6	3,265,464	15,456,867	58.5	2,842,954	5,535,251	2,692,297
22	10,338,644	84.8	7,450,066	17,788,710	115.1	7,052,153	12,237,225	5,185,072
23	9,495,791	91.8	7,090,313	16,586,104	93.2	6,727,725	12,700,251	5,972,526
24	10,098,629	106.3	7,789,770	17,888,399	107.9	7,516,421	13,020,225	5,503,804
25	12,155,848	120.4	9,796,766	21,952,614	122.7	9,511,129	15,740,308	6,229,179
26	13,755,118	113.2	11,361,056	25,116,174	114.4	10,884,027	18,995,188	8,111,161
27	15,132,455	110.0	9,485,389	24,617,844	98.0	9,422,615	17,087,908	7,665,293
28	17,538,579	115.9	7,841,898	25,380,477	103.1	7,588,895	13,937,971	6,349,076
29	16,994,733	96.9	7,696,505	24,691,238	97.3	7,379,340	14,373,310	6,993,970
30	17,968,686	105.7	8,241,823	26,210,509	106.2	7,914,431	16,253,189	8,338,758
元	18,225,070	101.4	7,972,192	26,197,262	99.9	7,705,032	15,911,840	8,206,808
2	17,521,858	96.1	7,108,593	24,630,451	94.0	6,830,790	14,560,807	7,730,017
3	21,246,210	121.3	8,329,670	29,575,880	120.1	7,724,121	15,936,039	8,211,918

注 1 地方法人特別税と特別法人事業税を合算している。

2 地方法人特別税は、平成20年10月1日以降から令和元年9月30日までに開始した事業年度まで適用。

3 特別法人事業税は、令和元年10月1日以降に開始する事業年度から適用。

4 地方法人特別税及び特別法人事業税は、法人事業税と併せて都道府県に申告納付。都道府県は、納付月の翌々月までに、国に払い込む。

5 地方法人特別税及び特別法人事業税(納付額)④は、県が法人事業税と併せて還付した地方法人特別税及び特別法人事業税のうち、歳入から支出(下戻し)した還付額を控除した後、予算から支出した還付額を控除する前の額。

6 地方法人特別税は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から一部が法人事業税に還元し、併せて法人県民税の一部が地方法人税として国税化。

7 特別法人事業税は、復元後の法人事業税の一部を国税化。

7 租税負担状況

		番号	平成 29 年 度			平成 30 年 度			令和 元 年 度			令和 2 年 度			
			全 国	秋田県	対全国比	全 国	秋田県	対全国比	全 国	秋田県	対全国比	全 国	秋田県	対全国比	
分 配 国 民 所 得 県 民 所 得	1		百万円	百万円	%	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%	
	404,197,700	2,691,278	0.7	402,229,000	2,603,012	0.6	401,287,000	2,637,599	0.7	375,695,400	-	-			
	納 税 額	国 税	2	65,453,105	181,350	0.3	67,147,902	179,606	0.3	66,347,765	182,342	0.3	71,234,160	199,081	0.3
		都 道 府 県 税	3	18,396,655	113,825	0.6	18,327,990	116,440	0.6	18,343,655	113,491	0.6	18,368,664	119,240	0.6
		市 町 村 税	4	21,507,747	112,159	0.5	22,423,452	112,439	0.5	22,867,795	112,775	0.5	22,456,957	112,088	0.5
計		5	105,357,507	407,334	0.4	107,899,344	408,485	0.4	107,559,215	408,608	0.4	112,059,781	430,409	0.4	
人 口	6	人	人		人	人		人	人		人	人			
	125,209,603	1,011,297	0.8	124,776,364	996,292	0.8	124,271,318	981,114	0.8	123,842,701	967,426	0.8			
世 帯 数	7	世帯	世帯		世帯	世帯		世帯	世帯		世帯	世帯			
	56,153,341	422,629	0.8	56,529,345	422,297	0.7	56,905,671	421,703	0.7	57,378,423	421,964	0.7			
国 県 負 担 民 所 得 対 する 率	国 税	8	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%		
	16.2	-	-	16.6	-	-	16.5	-	-	19.0	-	-			
	都 道 府 県 税	9	4.6	-	-	4.5	-	-	4.6	-	-	4.9	-	-	
	市 町 村 税	10	5.3	-	-	5.5	-	-	5.7	-	-	6.0	-	-	
	計	11	26.1	-	-	26.7	-	-	26.8	-	-	29.8	-	-	
一 人 当 り 負 担 額	国 税	12	円	円		円	円		円	円		円	円		
	522,748	179,324	34.3	538,146	180,274	33.5	533,894	185,852	34.8	575,199	205,784	35.8			
	都 道 府 県 税	13	146,927	112,553	76.6	146,887	116,873	79.6	147,610	115,676	78.4	148,323	123,255	83.1	
	市 町 村 税	14	171,774	110,906	64.6	179,709	112,857	62.8	184,015	114,946	62.5	181,335	115,862	63.9	
	計	15	841,449	402,784	47.9	864,742	410,005	47.4	865,519	416,474	48.1	904,856	444,901	49.2	
一 世 帯 当 り 負 担 額	国 税	16	1,165,614	429,100	36.8	1,187,842	425,307	35.8	1,165,925	432,394	37.1	1,241,480	471,796	38.0	
	都 道 府 県 税	17	327,615	269,326	82.2	324,221	275,730	85.0	322,352	269,125	83.5	320,132	282,583	88.3	
	市 町 村 税	18	383,018	265,384	69.3	396,669	266,256	67.1	401,854	267,428	66.5	391,383	265,634	67.9	
	計	19	1,876,246	963,810	51.4	1,908,732	967,293	50.7	1,890,132	968,947	51.3	1,952,995	1,020,014	52.2	

- 注 1 分配国民所得は、内閣府「2020（令和2）年度 国民経済計算年次推計」による。
 なお、値は、過去に遡及して随時改定されるため、過去に公表された数値と一致しないことがある。
- 2 分配県民所得は、秋田県企画振興部調査統計課「秋田県県民経済計算」による。
 （令和2年度は本書作成日現在未発表）
- 3 納税額は、国税庁「統計情報」及び総務省自治税務局「地方税に関する参考係数資料」を参考としたものであり、
 都道府県税は都道府県間における地方消費税清算後の額である。
- 4 人口及び世帯数は、総務省自治行政局「【日本人住民】住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」による。
 なお、当該年度の1月1日現在の数字となっている。
- 5 各項目毎に四捨五入しており、合計が一致しないことがある。

8 自動車税に係る課税台数等の推移

ア 登録・届出台数と課税台数(自動車取得税・自動車税環境性能割)等の推移【新車】

	番号	29年度	対前年 増 減	30年度	対前年 増 減	元年度	対前年 増 減	2年度	対前年 増 減	3年度	対前年 増 減
登録・届出台数	登録自動車	1	台	26,465	119	26,628	163	24,986	△ 1,642	22,744	△ 2,242
	軽自動車	2	台	23,497	2,165	24,101	604	22,084	△ 2,017	20,421	△ 1,663
	計	3	台	49,962	2,284	50,729	767	47,070	△ 3,659	43,165	△ 3,905
	前年比(%)	4	—	104.8	—	101.5	—	92.8	—	91.7	—
課税台数	登録自動車	5	台	17,680	80	17,700	20	15,419	△ 2,281	12,700	△ 2,719
	軽自動車	6	台	20,313	3,552	23,504	3,191	13,531	△ 9,973	8,990	△ 4,541
	計	7	台	37,993	3,632	41,204	3,211	28,950	△ 12,254	21,690	△ 7,260
	前年比(%)	8	—	110.6	—	108.5	—	70.3	—	74.9	—

注 1 「登録・届出台数」は、国土交通省東北運輸局ホームページに掲載の「管内新車新規登録台数」による（登録自動車には大型特殊を含む。44頁及び46頁の①は申告書の集計値であるため、この表の登録・届出台数とは一致しない。）

2 「課税台数」には、非課税、減免及び免税点以下に係る台数は含まれない。

イ 登録自動車と軽自動車の保有台数の推移

	29年度	対前年 増 減	30年度	対前年 増 減	元年度	対前年 増 減	2年度	対前年 増 減	3年度	対前年 増 減
登録自動車	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
	422,440	△ 1,272	419,450	△ 2,990	416,345	△ 3,105	413,868	△ 2,477	410,664	△ 3,204
軽自動車	382,452	255	382,426	△ 26	369,936	△ 12,490	370,540	604	369,863	△ 677
(参考) 上記のうち ディーゼル車	67,679	△ 207	68,126	447	68,091	△ 35	68,421	330	68,917	496

注 1 「登録自動車」及び「軽自動車」の台数は、国土交通省東北運輸局のホームページに掲載の「管内自動車保有車両数」（各年度3月末）による。ただし、ディーゼル車の台数（内数）は東北運輸局秋田運輸支局による。

2 「登録自動車」とは、道路運送車両法の規定により自動車の登録ファイルへの登録が義務づけられた自動車で、小型自動車や普通自動車等をいい、大型特殊を含み、軽自動車を除く。

3 「軽自動車」には、軽二輪が含まれる。

4 ディーゼル車は、登録自動車の内数（東北運輸局秋田運輸支局より）。

ウ 乗用車(自家用)の排気量別課税台数(自動車税・自動車税種別割)の推移

自動車の 排気量	番 号	2 9 年度	対前年 増 減	3 0 年度	対前年 増 減	元年度	対前年 増 減	2 年度	対前年 増 減	3 年度	対前年 増 減	番 号
		台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	
1,000CC以下	1	14,574	640	16,238	1,664	18,359	2,121	20,832	2,473	23,541	2,709	1
1,000CC超 1,500CC以下	2	157,480	1,047	157,397	△ 83	156,318	△ 1,079	153,916	△ 2,402	151,974	△ 1,942	2
1,500CC超 2,000CC以下	3	103,893	56	103,572	△ 321	101,886	△ 1,686	101,162	△ 724	99,960	△ 1,202	3
2,000CC超 2,500CC以下	4	42,025	△ 1,420	40,816	△ 1,209	39,952	△ 864	38,998	△ 954	38,230	△ 768	4
2,500CC超 3,000CC以下	5	10,282	△ 875	9,413	△ 869	8,572	△ 841	7,966	△ 606	7,552	△ 414	5
3,000CC超 3,500CC以下	6	5,584	△ 215	5,276	△ 308	4,977	△ 299	4,673	△ 304	4,350	△ 323	6
3,500CC超 4,000CC以下	7	1,482	△ 22	1,484	2	1,435	△ 49	1,398	△ 37	1,423	25	7
4,000CC超 4,500CC以下	8	1,020	△ 79	929	△ 91	799	△ 130	663	△ 136	602	△ 61	8
4,500CC超 6,000CC以下	9	934	18	944	10	938	△ 6	948	10	986	38	9
6,000CC超	10	40	4	46	6	43	△ 3	42	△ 1	46	4	10
電気自動車等	11	790	137	1,018	228	1,183	165	1,320	137	1,308	△ 12	11
計	12	338,104	△ 709	337,133	△ 971	334,462	△ 2,671	331,918	△ 2,544	329,972	△ 1,946	12
前年比(%)	13	99.8	—	99.7	—	99.2	—	99.2	—	99.4	—	13
(参考) 総課税台数	14	400,704	△ 1,147	399,239	△ 1,465	396,347	△ 2,892	393,329	△ 3,018	390,909	△ 2,420	14

注 1 各台数は、各年度の賦課期日現在の台数。非課税及び課税免除を含まず、身障減免を含む。

2 番号11の「電気自動車等」は、電気自動車及び天然ガス自動車を指す。

3 番号14の「総課税台数」は、この表に掲げた自動車（自家用乗用車）以外の車種・用途の自動車を含んだ自動車税又は自動車税種別割の課税台数の総数。非課税及び課税免除を含まず、身障減免を含むため、50～58頁の「課税台数」と一致しないことがある。

9 平成15年度以降の県税の税率等の推移

税 目	課税客体・課税標準等	平 成 1 5 年 度 現 在
個 人 県 民 税	均等割＝定額 所得割＝総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額	税率 均等割 1,000円 所得割 700万円以下 2% 700万円超 3%（総所得金額等が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者等を有する者は36万円加算）以下の者は非課税） 所得控除 雑損控除、医療費控除、社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除 所得税と同じ 生命保険料控除 最大35,000円 個人年金保険料控除 最大35,000円 損害保険料控除 最大10,000円 寄附金控除 寄附金額の10万円を超える部分（所得金額の合計額の25%上限） 配偶者控除 33万円 老人配偶者控除 38万円 同居特別障害者配偶者（扶養）控除 56万円 同居老人特別障害者配偶者（扶養）控除 61万円 配偶者特別控除 最高33万円 扶養控除 33万円 特定扶養親族扶養控除 45万円 同居特別障害者特定扶養親族扶養控除 68万円 老人扶養控除 38万円 同居老親等扶養控除 45万円 同居老親等特別障害者扶養控除 68万円 基礎控除 33万円 障害者控除 26万円 老年者控除 48万円 特別障害者控除 30万円 寡婦（夫）控除 26万円（30万円） 勤労学生控除 26万円 定率減税 所得割の15%相当（市町村民税と併せて最高4万円）
法 人 県 民 税	均等割＝資本等の金額 法人税割＝法人税額	税率 均等割 (1) 資本等の金額50億円超 80万円 (2) 資本等の金額10億円超50億円以下 54万円 (3) 資本等の金額1億円超10億円以下 13万円 (4) 資本等の金額千万円超1億円以下 5万円 (5) (1)～(4)以外 2万円 法人税割 5.8%（資本等の金額が1億円以下、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人（特定目的会社、投資法人及び保険業法に規定する相互会社除く。）については5%。3.4.1～18.3.31間に終了する事業年度について適用）
県 民 税 利 子 割	支払を受けるべき利子等の額	税率 5%
県 民 税 配 当 割	支払を受けるべき特定配当等の額	税率 5% (16.1.1～20.3.31間の税率 3%)
県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割	源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の特定株式等譲渡所得金額	税率 5% (16.1.1～19.12.31間の税率 3%)
個 人 事 業 税	個人が行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に係る所得金額	税率 第1種 5% 第2種 4% 第3種 5% 第3種のうち医業類似業、助産師業、装蹄師業 3% 事業主控除 290万円 白色申告者の事業専従者控除限度額 配偶者 86万円 その他 50万円
法 人 事 業 税	法人が行う事業に係る所得金額、収入金額、清算所得金額等	税率 普通法人 所得割 所得のうち年400万円以下 5% 年400万円超800万円以下 7.3% 年800万円超及び清算所得 9.6% 特別法人 年400万円以下 5% 年400万円超及び清算所得 6.6% 3都道府県以上の分割法人で資本等の金額が1,000万円以上 9.6%（特別法人は6.6%） 収入金課税法人 収入割 1.3%
地 方 消 費 税	事業者の行う課税資産の譲渡等、保税地域からの課税貨物の引取りに係る消費税額	税率 消費税額の25%（9.4.1以後の譲渡等及び引取り等に適用）
不 動 産 取 得 税	不動産の取得価格	税率 3%（15.4.1～18.3.31間の取得） ～15.3.31間に取得した土地・住宅以外の家屋 4% ～15.3.31間に取得した住宅 3% 免税点 土地 10万円 新築（増改築）家屋 23万円 その他 12万円 宅地評価土地に係る課税標準の特例 15.1.1～17.12.31間の取得 1/2
県 た ば こ 税	卸売販売業者、輸入業者等から売り渡される製造たばこの本数	税率 1,000本につき 969円（旧3級品は、1,000本につき461円）（15.7.1以降の売渡し等分） 1,000本につき868円（旧3級品は、1,000本につき413円）（11.5.1～15.6.30間の売渡し等分）
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用	税率（1人1日） 1級 1,200円 2級 1,100円 3級 1,000円 4級 900円 5級 800円 6級 700円 7級 600円 8級 500円 9級 400円 非課税 創設 18歳未満の者、70歳以上の者、障害者、国民体育大会でのゴルフ競技選手、学校教育での学生等及び教員
自 動 車 取 得 税	自動車の取得価額	税率 3%（～20.3.31に取得する軽自動車以外の家用自動車に限り5%） 免税点 15万円（2.4.1～20.3.31間の取得に限り50万円） 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る控除税率 15.4.1～17.3.31取得 2.7% ハイブリッド自動車（バス・トラック）に係る控除税率 15.4.1～17.3.31取得 2.7% ハイブリッド自動車（バス・トラック以外）に係る控除税率 15.4.1～17.3.31取得 2.2% 低PM認定車 15.4.1～17.3.31取得 1.5% 平成15年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率 15.4.1～15.9.30取得 1% 15.10.1～16.2.29取得0.1% 平成16年 ” 15.4.1～16.9.30取得 1% NOx・PM要件達成車に係る控除税率 15.4.1～17.3.31取得（買替） 1.9% 優良低燃費車に係る課税標準控除額 30万円
軽 油 引 取 税	元売業者、特約業者からの軽油の引取数量等	税率 1kg当たり15,000円 5.12.1～20.3.31間の引取り等に限り32,100円
自 動 車 税	自動車の車種及び排気量並びに用途（トラック、バス等については積載量、乗車定員等）	税率 乗用車 営業用 7,500～ 40,700円（10段階） 自家用 29,500～ 111,000円（10段階） トラック 営業用 最大積載量 4～5 t 18,500円 自家用 最大積載量 4～5 t 25,500円 グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%、25%、13%軽課 環境負荷の大きい自動車 10%重課
鉱 区 税	鉱区等の面積又は延長	税率 砂鉱目的外 試掘鉱区 1haごとに200円 採掘鉱区 1haごとに400円 砂鉱目的 河 床 1kmごとに600円 非河床 1haごとに200円 石油・可燃性天然ガス鉱区 試掘鉱区 1haごとに400/3円 採掘鉱区 1haごとに800/3円
狩 猟 者 登 録 税	狩猟者の登録を受ける者	税率 網・わな猟免許、第1種銃猟免許 所得割額の納付を要する者 10,000円 所得割額の納付を要しない者 4,500円 第2種銃猟免許 3,300円
入 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	税率 網・わな猟免許、第1種銃猟免許 所得割額の納付を要する者 6,500円 所得割額の納付を要しない者 6,500円 第2種銃猟免許 2,200円
産 業 廃 棄 物 税	産業廃棄物の最終処分場への搬入重量	創設（16.1.1～） 税率 1トンにつき1,000円

※ 特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例（15.4.1施行） 一定の条件のもと、法人県民税の均等割・不動産取得税・自動車取得税を課さない。

税 目	平成16年度現在	平成17年度現在
個 人 県 民 税	○総所得金額等が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者等を有する者は35万円加算）以下の者には所得割を課さない。 ○所得割 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（15.1～） （イ） 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6% （ロ） 長期（1年超）保有上場株式等に係る特例（15.1.1～17.12.31） 1% ※（イ）について、税率1%の特例を創設（～20年度） （平成15年度改正） ※（ロ）について、廃止 （平成15年度改正） (2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%	○所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～21年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 （イ）長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6% （ロ）長期譲渡所得のうち優良住宅地等のための譲渡所得に対する税率（～21年度） ア 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.3% イ 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 26万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額 （ハ）短期譲渡所得に対する税率 3% （国等に対する譲渡については1.6%） (3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%
法 人 県 民 税		
県 民 税 利 子 割		
県 民 税 配 当 割		
県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割		
個 人 事 業 税		
法 人 事 業 税	外形標準課税（資本又は出資の金額が1億円超の法人） 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 { 所得のうち年400万円以下 3.8% 年400万円超800万円以下 5.5% 年800万円超及び清算所得 7.2% 3都道府県以上の分割法人 7.2%	
地 方 消 費 税		
不 動 産 取 得 税		宅地評価土地に係る課税標準の特例 18.1.1～21.3.31間の取得 1/2
県 た ば こ 税		
ゴルフ場利用税		
自 動 車 取 得 税	○平成17年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率 16.4.1～17.9.30取得 { 一定のバス・トラック等 2% 一定のディーゼル乗用車 1% ○優良低燃費車に係る課税標準控除額 30万円 20万円	○電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る控除税率 17.4.1～19.3.31取得 2.7% ○ハイブリッド自動車（バス・トラック）に係る控除税率 17.4.1～19.3.31取得 2.7% ○ハイブリッド自動車（バス・トラック以外）に係る控除税率 17.4.1～19.3.31取得 2.2% ○平成17年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率 一定のバス・トラック等 17.10.1～18.3.31取得 1% ○NOx・PM要件達成車に係る控除税率 17.4.1～19.3.31取得（買替） 1.5%
軽 油 引 取 税		
自 動 車 税	グリーン化) 環境負荷の小さい自動車 50%軽課	グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽課
鉦 区 税		
狩 猟 税	創設（16.4.1～） 狩猟税（狩猟者登録税・入猟税廃止） { 網・わな猟免許 第1種銃猟免許 { 所得割額の納付を要する者 16,500円 所得割額の納付を要しない者 11,000円 第2種銃猟免許 5,500円	
狩 猟 者 登 録 税	狩猟者登録税廃止→狩猟税創設	
入 猟 税	入猟税廃止→狩猟税創設	
産 業 廃 棄 物 税		

税 目	平成18年度現在	平成19年度現在
個 人 県 民 税	○老年者控除廃止（17.1.1施行） ○総所得金額等が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者等を有する者は32万円加算）以下の者には所得割を課さない。 ○定率減税 所得割の7.5%相当（市町村民税と併せて最高2万円） ○17.1.1現在で65歳以上に達している者 - 均等割 300円 - 所得割 3分の1の額で課税	【国から地方への税源移譲】 ○平成19年度以後の年度分の所得割（退職所得の分離課税に係る所得割については平成19年1月1日以後の支払いに係るもの）の税率一律4% ○17.1.1現在で65歳以上に達している者 - 均等割 600円 - 所得割 3分の2の額 で課税 ○定率減税 廃止 ○所得割 (1)土地等の長期譲渡所得に対する税率 (イ)長期譲渡所得 2% (ロ)長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～21年度） - ア 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% - イ 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ハ)長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得 - ア 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.6% - イ 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2)短期譲渡所得に対する税率 3.6% (国等に対する譲渡については2%) (3)株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2% (～20年度に上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に対する税率 1.2%) (4)先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2% (5)土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 - ア又はイのいずれか多い金額 - ア 4.8% - イ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額（ただし、平成21年度まで特例不適用）
法 人 県 民 税	○均等割＝資本金等の額 ○法人税割 5.8%（資本金等の額が1億円以下、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人（特定目的会社、投資法人及び保険業法に規定する相互会社除く。）については5%。3.4.1～23.3.31間に終了する事業年度について適用）	○均等割及び法人税割の納税義務者に法人課税信託の引受けを行う人格のない社団等を加える（19.9.30施行）。 ○法人税割の納税義務者に法人課税信託の引受けを行う個人を加える（19.9.30施行）。
県 民 税 利 子 割		
県 民 税 配 当 割		
県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割		○源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (20.1.1～20.12.31間の税率 3%)
個 人 事 業 税		○助産師業を課税対象事業から除外
法 人 事 業 税	○資本割＝資本金等の額 ○収入金課税法人に少額短期保険業者を加える。	○所得割の納税義務者に法人課税信託の引受けを行う人格のない社団等（個人を含む）を加える（19.9.30施行）。 ○特定信託所得割を廃止（19.9.30施行）
地 方 消 費 税		
不 動 産 取 得 税	○18.4.1～21.3.31間の取得 3% ○18.4.1～20.3.31間の取得 3.5%（住宅以外の家屋）	
県 た ば こ 税	○1,000本につき1,074円（旧3級品は、1,000本につき511円）（18.7.1以降の売渡し等分） ○1,000本につき 969円（旧3級品は、1,000本につき461円）（15.7.1～18.6.30間の売渡し等分）	
ゴ ル フ 場 利 用 税		
自 動 車 取 得 税	○平成17年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率 一定のバス・トラック等 18.4.1～20.3.31取得 1%（NOx・PM要件達成車 2%） ○優良低燃費車に係る課税標準控除額 30万円 15万円	○電気自動車、一定の天然ガス自動車に係る控除税率 19.4.1～21.3.31取得 2.7% (平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件達成車に限る) ○ハイブリッド自動車（バス・トラック）に係る控除税率（平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件を達成した低燃費車に限る（3.5t以上の場合はPM要件も）） 19.4.1～21.3.31取得 2.7% ○ハイブリッド自動車（バス・トラック以外）に係る控除税率 19.4.1～20.3.31取得 2% 20.4.1～21.3.31取得 1.8% (平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件を達成した低燃費車に限る（3.5t以上の場合はPM要件も）） ○NOx・PM要件達成車に係る控除税率 19.4.1～21.3.31取得（買替） 1.2% ○メタノール自動車に係る控除税率 廃止
軽 油 引 取 税		
自 動 車 税		
鉤 区 税		
狩 猟 税		網・わな猟免許→網猟免許又はわな猟免許（19.4.16～） 所得割の納付を要する者 8,200円 所得割の納付を要しない者 5,500円
産 業 廃 棄 物 税		

税 目	平成20年度現在	平成21年度現在
個 人 県 民 税	○秋田県水と緑の森づくり税 800円（均等割の超過課税）	○所得割 (1) 上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る県民税（～21年度） 1.2% (2) 寄附金税額控除 寄附金額の5,000円を超える分の100分の4 都道府県・市町村への寄附金に係る特例控除 (所得税の限界税率により、50%～90%) 条例で指定する団体への寄附金に係る控除 } 20.1.1以降の 寄附金から適用
法 人 県 民 税	○秋田県水と緑の森づくり税 均等割の8%相当額（超過課税） ○法人でない社団・財団で収益事業を行わないもの 非課税 ○法人でない社団・財団で収益事業を行うもの 資本金等の額を有しない法人（相互会社除く） } 2万円 一般社団・財団法人、公益社団・財団法人（20.12.1以降）	
県 民 税 利 子 割		
県 民 税 配 当 割	○上場株式等の配当等に係る税率 5% (20.4.1～22.12.31間の税率 3%)	
県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割	○源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内 の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (21.1.1～22.12.31間の税率 3%)	
個 人 事 業 税		
法 人 事 業 税	【地方法人特別税の創設】（20.10.1開始の事業年度から） ○所得のうち 外形法人 特別法人 普通法人 年400万円以下 1.5% 2.7% 2.7% 年400万円超800万円以下 2.2% 3.6% 4% 年800万円超及び清算所得 2.9% 3.6% 5.3% 3都道府県以上の分割法人 2.9% 3.6%※ 5.3%※ ※資本金等の額が1,000万円以上の法人にのみ適用 電気・ガス供給業、保険業を行う法人 収入金額の0.7% ※地方法人特別税（国税） 外形標準課税対象法人 事業税の所得割額の148/100 外形対象以外の所得課税法人 事業税の所得割額の 81/100 電気・ガス供給業、保険業を行う法人 収入割額の 81/100	
地 方 消 費 税		
不 動 産 取 得 税	○20.4.1以降の取得 4%（住宅以外の家屋）	○21.4.1～24.3.31間の取得（住宅又は土地） 3% ○宅地評価土地に係る課税標準の特例 21.4.1～24.3.31間の取得 1/2
県 た ば こ 税		
ゴルフ場利用税		
自 動 車 取 得 税	○税率 20.4.1～20.4.30取得 3% 20.5.1～30.3.31取得 5%（軽自動車以外の自家用自動車） ○免税点20.4.1～30.3.31取得 50万円 ○平成17年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率 一定のバス・トラック等 18.4.1～20.4.30取得 1%（NOx・PM要件達成車 2%） ○平成21年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率 一定のバス・トラック等 20.5.1～22.3.31取得 2% (12t超 20.5.1～21.9.30取得2%、21.10.1～22.3.31取得1%) 一定のディーゼル乗用車 1% 20.5.1～21.9.30取得 1%、21.10.1～22.3.31取得 0.5% ○優良低燃費車に係る課税標準控除額 30万円 15万円	【目的税→普通税へ】 ○非課税（すべて新車に限る） 電気自動車、天然ガス自動車（平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件達成車に限る、以下同。）、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車（平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件を達成した低燃費車（3.5t以上の場合はPM要件も）かつ燃費要件達成車に限る、以下同。）、平成21年排出ガス規制適合のディーゼル乗用車 ○軽減税率（すべて新車に限る） 平成21年排出ガス規制適合かつ燃費要件達成の一定のバス・トラック等 21.4.1～24.3.31 75% 平成17年排出ガス規制適合かつNOx・PM・燃費要件達成の一定のバス・トラック等 21.4.1～24.3.31 50% ○控除税率（中古車） 電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車（バス・トラック） 21.4.1～24.3.31取得 2.7% ハイブリッド自動車（バス・トラック以外） 21.4.1～24.3.31取得 1.6% プラグインハイブリッド自動車 21.4.1～24.3.31取得 2.4% ○平成21年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率（中古車） 一定のバス・トラック等（ディーゼル） 21.4.1～22.3.31取得 2% (12t超 21.4.1～21.9.30取得2%、21.10.1～22.3.31取得1%) 一定のディーゼル乗用車 1% 21.4.1～21.9.30取得 1%、21.10.1～22.3.31取得 0.5% ○優良低燃費車 税率75%又は50%軽減（21.4.1～24.3.31取得新車に限る）、課税標準30万円又は15万円控除（21.4.1～22.3.31取得中古車）
軽 油 引 取 税	○1kℓ当たり15,000円（20.4.1～20.4.30間の引取り等に限る。） ○1kℓ当たり32,100円（20.5.1～30.3.31間の引取り等に限る。）	【目的税→普通税へ】 ○課税免除 石油化学製品の原料等の用に供する引取り （一定の機械、車両又は装置の電源又は動力源に供する引取りについては、21.4.1～24.3.31の引取り）
自 動 車 税		
鉱 区 税		
狩 猟 税	対象鳥獣捕獲員に係る税率の特例 (20.4.1～25.3.31に受ける狩猟者の登録 1/2)	
産 業 廃 棄 物 税		

税 目	平成22年度現在	平成23年度現在
個 人 県 民 税	○所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～26年度） （イ）課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% （ロ）課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～26年度） (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （22～24年度） 1.2% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等の配当所得に対する税率 （22～24年度） 1.2%	
法 人 県 民 税		法人税割 5.8%（資本金等の額が1億円以下、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人（特定目的会社、投資法人及び保険業法に規定する相互会社除く。）については5%。3.4.1～28.3.31間に終了する事業年度について適用）
県 民 税 利 子 割		
県 民 税 配 当 割	○上場株式等の配当等に係る税率 5% （23.1.1～23.12.31間の税率 3%）	○上場株式等の配当等に係る税率 5% （24.1.1～25.12.31間の税率 3%）
県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割	○源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% （23.1.1～23.12.31間の税率 3%）	○源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% （24.1.1～25.12.31間の税率 3%）
個 人 事 業 税		
法 人 事 業 税	○清算所得課税 廃止 （22.10.1以降の解散又は破産手続開始の決定）	
地 方 消 費 税		
不 動 産 取 得 税		○東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得（～33.3.31取得等）に係る課税標準の特例
県 た ば こ 税	○1,000本につき1,504円（旧3級品は、1,000本につき716円） （22.10.1以降の売渡し等分） ○1,000本につき1,074円（旧3級品は、1,000本につき511円） （18.7.1～22.9.30間の売渡し等分）	
ゴルフ場利用税		
自 動 車 取 得 税	○軽自動車以外の自家用自動車 5%（当分の間） ○軽減措置 (1) 軽減税率（新車に限る） 2.5t超3.5t以下のバス・トラック等で次に掲げるものについて、税率をア及びイについてはその75%、ウについてはその50%を軽減（24.3.31までの取得に限る） ア ディーゼル自動車で平成21年排出ガス基準に適合し、かつ、基準燃費性能を満たすもの イ 平成17年排出ガス基準より75%以上窒素酸化物の排出量が少なく、かつ、基準燃費性能を満たすもの ウ 平成17年排出ガス基準より50%以上窒素酸化物の排出量が少なく、かつ、基準燃費性能を満たすもの (2) 控除税率（新車以外） ディーゼル自動車の取得に係る税率の特例措置について、次のとおり対象の拡充及び適用期限の延長 ア 2.5t超3.5t以下のバス・トラック等で(1)アに掲げるものの税率を1%控除（22.8.31までの取得に限る） イ 12tを超えるディーゼル自動車又は車両総重量が3.5トン以下の乗用のディーゼル自動車に係る税率を1%又は0.5%控除する特例措置の適用期限を22.8.31まで延長 ウ 3.5t超12t以下のディーゼル自動車に係る税率を2%控除する特例措置の適用期限を23.8.31まで延長（22.10.1～23.8.31の取得の場合は1%控除） (3) 優良低燃費車（新車以外） 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり対象を拡大し、その適用期限を24.3.31まで延長 ア 2.5t超3.5t以下のバス・トラック等で(1)イに掲げるものについて、取得価額から30万円を控除 イ 2.5t超3.5t以下のバス・トラック等で(1)ウに掲げるものについて、取得価額から15万円を控除	○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バス（24.3.31までの取得）：非課税 ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得（23.3.11～26.3.31取得）に係る非課税
軽 油 引 取 税	○1kg当たり32,100円（当分の間） ○揮発油価格高騰時（揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の適用が停止される場合）における税率の特例規定の適用停止（トリガー条項）	○揮発油価格高騰時における税率の特例規定の適用停止措置（トリガー条項）の適用停止（東日本大震災からの復旧状況等を勘案して別に法律で定める日までの間）
自 動 車 税		○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%軽減 ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車に係る非課税（23年度～25年度）
鉦 区 税		
狩 猟 税		
産 業 廃 棄 物 税		

税 目	平成24年度現在	平成25年度現在
個 人 県 民 税	○年少扶養控除 廃止 (24. 1. 1施行) ○16歳以上19歳未満の者に係る特定扶養親族扶養控除 33万円 (24. 1. 1施行) ○同居特別障害者控除 53万円 (24. 1. 1施行) ○同居特別障害者扶養(配偶者)控除 廃止 (24. 1. 1施行) ○退職所得に係る10%税額控除 廃止 (25. 1. 1以後に支払を受けるべき退職手当等) ○寄附金税額控除 適用下限額を寄付金額2,000円(改正前5,000円) に引下げ。 } 23. 1. 1以降の 条例で指定する特定非営利活動法人を適用対象 } 寄附金から適用 に追加。	○所得控除 <新契約> 生命保険料控除 個人年金保険料控除 介護医療保険料控除 最大28,000円 <旧契約> 生命保険料控除 個人年金保険料控除 最大35,000円 ○上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (25～26年度) 1. 2% ○申告分離選択課税に係る上場株式等の配当所得に係る県民税 (25～26年度) 1. 2%
法 人 県 民 税		
県 民 税 利 子 割		
県 民 税 配 当 割		
県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割		
個 人 事 業 税		
法 人 事 業 税		
地 方 消 費 税		
不 動 産 取 得 税	○24. 4. 1～27. 3. 31間の取得(住宅又は土地) 3% ○宅地評価土地に係る課税標準の特例 24. 4. 1～27. 3. 31間の取得 1/2	
県 た ば こ 税		○1,000本につき860円(旧3級品は、1,000本につき411円) (25. 4. 1以降の売渡し等分) ○1,000本につき1,504円(旧3級品は、1,000本につき716円) (22. 10. 1～25. 3. 31間の売渡し等分)
ゴルフ場利用税		
自 動 車 取 得 税	○非課税(すべて新車に限る。24. 4. 1～27. 3. 31の取得) 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、一定の中・軽量ガソリン車・ディーゼル車 ○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バス(26. 3. 31までの取得): 非課税 ○75%軽減税率及び50%軽減税率(すべて新車に限る。24. 4. 1～27. 3. 31の取得) ○環境対応車に係る課税標準控除額(新車以外) 45万円、30万円又は15万円(24. 4. 1～27. 3. 31の取得) ○ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー及びASV車に係る課税標準控除額 1,000万円、650万円、350万円、200万円又は100万円(24. 4. 1～27. 3. 31の取得)	○衝突被害軽減ブレーキを装備した車両総重量5 tを超えるバス等(新車、立席のないものに限る。)に係る課税標準控除額 5t超12t以下のバス等(～27. 3. 31の取得) } 12tを超えるバス等(～26. 10. 31の取得) } 350万円
軽 油 引 取 税	○課税免除 石油化学製品の原料等の用に供する引取り (一定の機械、車両又は装置の電源又は動力源に供する引取りについては、24. 4. 1～27. 3. 31の引取り)	
自 動 車 税		○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽減
鉱 区 税		
狩 猟 税		対象鳥獣捕獲員に係る税率の特例 (25. 4. 1～28. 3. 31に受ける狩猟者の登録 1/2)
産 業 廃 棄 物 税		

令和3年度 秋田県税務統計書

税 目	平成26年度現在	平成27年度現在
個 人 県 民 税	○均等割 (26年度～5年度) 年額2,300円 [年額1,800円に年額500円を加算した額] ○所得割 (1)土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～29年度) (イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した 金額の2%に相当する金額との合計額 (2)土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～29.3.31までの譲渡)	○所得割 (1)上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2% (2)申告分離選択課税に係る上場株式等の配当所得に係る県民税 2%
法 人 県 民 税	○マンション敷地売却組合について収益事業課税とする(26.12.24 開始の事業年度から)。 ○法人税割 4.0%(資本金等の額が1億円以下、かつ、法人税額が 年1,000万円以下の法人(特定目的会社、投資法人及び保険業法に 規定する相互会社除く。)については3.2%。) (26.10.1開始の事業年度から)	○均等割 資本金等の額 (1) 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の 額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に 充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資 本金とした金額を加算した額 (2) 資本金と資本準備金の合算額を下回る場合は資本金と資本 準備金の合算額
県 民 税 利 子 割		○28.1.1以後に支払いを受けるべき利子等に係る法人の利子割につ いて廃止
県 民 税 配 当 割	○上場株式等の配当所得に係る税率 5% (26.1.1以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)	○上場株式等の配当所得等に係る税率 5% (28.1.1以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)
県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割	○源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内 の上場株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (26.1.1以後に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡 所得等)	
個 人 事 業 税		
法 人 事 業 税	【地方法人特別税からの復元】(26.10.1開始の事業年度から) ○所得のうち 外形法人 特別法人 普通法人 年400万円以下 2.2% 3.4% 3.4% 年400万円超800万円以下 3.2% 4.6% 5.1% 年800万円超 4.3% 4.6% 6.7% 3都道府県以上の分割法人 4.3% 4.6%※ 6.7%※ ※資本金等の額が1,000万円以上の法人にのみ適用 電気・ガス供給業、保険業を行う法人 収入金額の0.9% ※地方法人特別税(国税) 外形標準課税対象法人 事業税の所得割額の67.4/100 外形対象以外の所得課税法人 事業税の所得割額の43.2/100 電気・ガス供給業、保険業を行う法人 収入割額の43.2/100	○外形標準課税(資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人) 付加価値割 0.72% 資本割 0.3% 所得割 { 所得のうち年400万円以下 1.6% 年400万円超800万円以下 2.3% 年800万円超 3.1% 3都道府県以上の分割法人 3.1% ○地方法人特別税(国税) 外形標準課税対象法人 事業税の所得割額の93.5/100 ○資本割 資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場 合は資本金と資本準備金の合算額を課税標準とする。
地 方 消 費 税	○税率 一定税率 消費税額の17/63 ○市町村交付基準 従来分 2分の1を人口、2分の1を従業者数で按分 引上げ分 人口のみで按分 ○用途 引上げ分の地方消費税収(市町村交付金を含む。)については、 全額社会保障財源化	○課税客体・課税標準等 事業者の行う課税資産の譲渡等・特定課税仕入れ、保税地域から の課税貨物の引取りに係る消費税額(27.10.1～)
不 動 産 取 得 税		○27.4.1～30.3.31間の取得(住宅又は土地) 3% ○宅地評価土地に係る課税標準の特例 27.4.1～30.3.31間の取得 1/2
県 た ば こ 税		
ゴ ル フ 場 利 用 税		
自 動 車 取 得 税	○税率 自家用自動車(軽自動車を除く) 3% 営業用自動車・軽自動車 2% ○80%軽減税率及び60%軽減税率(すべて新車に限る。26.4.1～27. 3.31の取得) ○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとし て条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バス(28.3.31 までの取得):非課税 ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得(26.4.1～28. 3.31取得)に係る非課税	○非課税(すべて新車に限る。27.4.1～29.3.31の取得) 電気自 動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーン 乗用車、一定の中・軽量ガソリン車・ディーゼル車 ○80%軽減税率、60%軽減税率、40%軽減税率及び20%軽減税率(す べて新車に限る。27.4.1～29.3.31の取得) ○環境対応車に係る課税標準控除額(新車以外) 45万円、35万円 25万円、15万円又は5万円(27.4.1～29.3.31の取得) ○ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー及びASV車に係る課 税標準控除額 1,000万円、650万円、525万円、350万円、 200万円又は100万円(27.4.1～29.3.31の取得)
軽 油 引 取 税		○課税免除 石油化学製品の原料等の用に供する引取り (一定の機械、車両又は装置の電源又は動力源に供する引取りに ついては、27.4.1～30.3.31の引取り)
自 動 車 税	○東日本大震災による被災自動車の代替自動車に係る非課税(26年 度、26年度及び27年度)	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 75%、50%軽減 環境負荷の大きい自動車 15%重課(バス及びトラックは10%) ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車に係る非課税(27 年度及び28年度)
鉱 区 税	○鉱業法の規定により特定区域における試掘権のみなし存続期間に 試掘できる者を納税義務者である鉱業権者の範囲に含める。	
狩 猟 税		○対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 非課税 ○認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 非課税 ○狩猟者の登録をする日前1年以内に、鳥獣による農林水産業等に 係る被害の防止等の目的で鳥獣保護法第9条第1項の許可を受け てその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 税率2分の1 (27.4.1～31.3.31に受ける狩猟者の登録)
産 業 廃 棄 物 税		

税 目	平成28年度現在	平成29年度現在
個 人 県 民 税		○所得割 (1)土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～2年度） (イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2)土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～2.3.31までの譲渡）
法 人 県 民 税		
県 民 税 利 子 割		
県 民 税 配 当 割		
県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割		
個 人 事 業 税		
法 人 事 業 税	○外形標準課税（資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人） 付加価値割 1.2% 資本割 0.5% 所得割 { 所得のうち年400万円以下 0.3% 年400万円超800万円以下 0.5% 年800万円超 0.7% 3都道府県以上の分割法人 0.7% ○地方法人特別税（国税） 外形標準課税対象法人 事業税の所得割額の414.2/100	
地 方 消 費 税		
不 動 産 取 得 税	○27.4.1～30.3.31間の取得（住宅又は土地） 3% ○宅地評価土地に係る課税標準の特例 27.4.1～30.3.31間の取得 1/2	
県 た ば こ 税	○平成28年4月1日以降の売渡し等分 紙巻たばこ等 1,000本につき860円 旧3級品 1,000本につき481円	○平成29年4月1日以降の売渡し等分 紙巻たばこ等 1,000本につき860円 旧3級品 1,000本につき551円
ゴルフ場利用税		
自 動 車 取 得 税	○非課税、80%軽減税率、60%軽減税率及び40%軽減税率（すべて新車に限る。29.3.31までの取得） 一定の重量ディーゼル車 ○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バスに係る非課税（29.3.31までの取得） ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得に係る非課税（29.3.31までの取得）	○非課税（すべて新車に限る。29.4.1～30.3.31の取得） 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、一定の中・軽量カーリン車・ディーゼル車 ○80%軽減税率、75%軽減税率、60%軽減税率、50%軽減税率、40%軽減税率、25%軽減税率及び20%軽減税率（すべて新車に限る。29.4.1～30.3.31の取得） ○環境対応車に係る課税標準控除額（新車以外） 45万円、35万円、25万円、15万円又は5万円（29.4.1～30.3.31の取得） ○ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー及びASV車に係る課税標準控除額 1,000万円、650万円、525万円、350万円、175万円又は100万円（29.4.1～30.3.31の取得） ○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バスに係る非課税（30.3.31までの取得） ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得に係る非課税（30.3.31までの取得）
軽 油 引 取 税		
自 動 車 税		
鉾 区 税		
狩 猟 税		
産 業 廃 棄 物 税		

令和3年度 秋田県税務統計書

税 目	平成30年度現在	令和元年度現在
個 人 県 民 税	○給与所得控除額 1,000万円超の収入金額の給与所得控除額 220万円	
法 人 県 民 税		令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用 ○法人税割 1.8% (資本金等の額が1億円以下、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人(特定目的会社、投資法人及び保険業法に規定する相互会社除く。)については1.0%)
県 民 税 利 子 割		
県 民 税 配 当 割		
県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割		
個 人 事 業 税		
法 人 事 業 税		令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用 ○所得のうち 外形法人 特別法人 普通法人 年400万円以下 0.4% 3.5% 3.5% 年400万円超800万円以下 0.7% 4.9% 5.3% 年800万円超 1.0% 4.9% 7.0% 3都道府県以上の分割法人 1.0% 4.9%※ 7.0%※ ※資本金等の額が1,000万円以上の法人にのみ適用 電気・ガス供給業、保険業を行う法人 収入金額の1.0% 【地方法人特別税(国税)の廃止】(元.9.30開始の事業年度まで) 【特別法人事業税(国税)の創設】(元.10.1開始の事業年度から) 外形標準課税法人 所得割額の260/100 普通法人 所得割額の37/100 特別法人 所得割額の34.5/100 電気(小売・発電事業を除く)・ガス供給業、保険業を行う法人 収入割額の30/100 電気供給業(小売・発電事業に限る)を行う法人 収入割額の40/100
地 方 消 費 税		○税率 令和元年10月1日以後 消費税額の22/78
不 動 産 取 得 税	○30.4.1～3.3.31間の取得(住宅又は土地) 3% ○宅地評価土地に係る課税標準の特例 30.4.1～3.3.31間の取得 1/2	
県 た ば こ 税	○平成30年4月1日以降の売渡し等分 旧3級品 1,000本につき656円 ○平成30年10月1日以降の売渡し等分 紙巻きたばこ等 1,000本につき930円 ○加熱式たばこの課税方式の見直し(平成30年度～令和4年度) 経過期間中は新課税方式による紙巻きたばこへの換算を1/5ずつ増やす 重量0.4gごと、紙巻きたばこ1本当たりの平均価格で換算	○令和元年10月1日以降の売渡し等分 旧3級品 1,000本につき930円
ゴルフ場利用税		
自 動 車 取 得 税 (～R1.9.30) 自 動 車 税 環 境 性 能 割 (R1.10.1～)	○非課税(すべて新車に限る。30.4.1～31.3.31の取得) 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、一定の中・軽量ガソリン車・ディーゼル車 ○80%軽減税率、75%軽減税率、60%軽減税率、50%軽減税率、40%軽減税率、25%軽減税率及び20%軽減税率(すべて新車に限る。30.4.1～31.3.31の取得) ○環境対応車に係る課税標準控除額(新車以外) 45万円、35万円25万円、15万円又は5万円(30.4.1～31.3.31の取得) ○ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー及びASV車に係る課税標準控除額 1,000万円、650万円、525万円、350万円、175万円又は100万円(31.3.31までの取得) ○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バスに係る非課税(31.3.31までの取得) ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得に係る非課税(31.3.31までの取得)	○非課税(自動車取得税は新車に限る。) 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、一定の中・軽量ガソリン車・ディーゼル車 ○80%軽減税率、75%軽減税率、60%軽減税率、50%軽減税率、40%軽減税率、25%軽減税率及び20%軽減税率(自動車取得税(新車)) ○環境対応車に係る課税標準控除額(自動車取得税(新車以外)) 45万円、35万円 25万円、15万円又は5万円 ○環境性能に応じ0.5～3%の税率を適用(自動車税環境性能割) 自家用乗用車については臨時的軽減措置により1%軽減(3.3.31までの取得) ○ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー及びASV車に係る課税標準控除額 1,000万円、650万円、525万円、350万円、175万円又は100万円(3.3.31までの取得) (ASV車の525万円控除は1.10.31までの取得に限る) ○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バスに係る非課税(3.3.31までの取得) ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得に係る非課税(3.3.31までの取得)
軽 油 引 取 税	○課税免除 石油化学製品の原料等の用に供する引取り(一定の機械、車両又は装置の電源又は動力源に供する引取りについては、30.4.1～3.3.31の引取り)	
自 動 車 税 (～R1.9.30) 自 動 車 税 種 別 割 (R1.10.1～)		○自家用乗用車の税率の引き下げ 令和元年10月1日以降に新規登録された自動車に適用
鉦 区 税		
狩 猟 税		
産 業 廃 棄 物 税		

税 目	令和2年度現在	令和3年度現在
個 人 県 民 税		○給与所得控除の見直し ○公的年金等控除の見直し ○基礎控除の見直し ○ひとり親控除の創設 等
法 人 県 民 税		
県 民 税 利 子 割		
県 民 税 配 当 割		
県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割		
個 人 事 業 税		
法 人 事 業 税	令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用（電気供給業（小売・発電事業に限る）を行う法人） ○外形標準課税（資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人） 収入割 0.75% 付加価値割 0.37% 資本割 0.15% ○非外形標準課税（資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人） 収入割 0.75% 所得割 1.85% ○特別法人事業税（国税） 収入割 0.4%	
地 方 消 費 税		
不 動 産 取 得 税		○3.4.1～6.3.31間の取得（住宅又は土地） 3% ○宅地評価土地に係る課税標準の特例 3.4.1～6.3.31間の取得 1/2
県 た ば こ 税	○令和2年10月1日以降の売渡し等分 紙巻きたばこ等 1,000本につき1,000円 ○軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し（令和2年度～令和3年度） 令和2年10月1日以降、0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻たばことみなす（令和3年10月以降、1グラム未満の葉巻たばこを1本の紙巻たばことみなす）	○令和3年10月1日以降の売渡し等分 紙巻きたばこ等 1,000本につき1,070円
ゴルフ場利用税	○非課税 国民体育大会（予選会及び公式練習を含む）に参加するゴルフ競技選手 国際競技大会（公式練習を含む）に参加するゴルフ競技選手	
自 動 車 税 環 境 性 能 割	○非課税 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、一定の中・軽量かつリン車・ディーゼル車 ○環境性能に応じ0.5～3%の税率を適用 自家用乗用車については臨時的軽減措置により1%軽減（3.12.31までの取得） ○ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー及びASV車に係る課税標準控除額 1,000万円、650万円、525万円、350万円、200万円、175万円又は100万円（5.3.31までの取得） （ASV車の525万円控除は3.10.31までの取得に限る） ○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バスに係る非課税（5.3.31までの取得）	
軽 油 引 取 税		○課税免除 石油化学製品の原料等の用に供する引取り （一定の機械、車両又は装置の電源又は動力源に供する引取りについては、3.4.1～6.3.31の引取り）
自 動 車 税 種 別 割		
鉦 区 税		
狩 猟 税		
産 業 廃 棄 物 税		